

掲示一覧

・ 身体拘束等の適正化のための指針	P2～3
・ 身体拘束適正化検討委員会規程	P4

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束に関する考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由無く障がい者の身体を拘束すること」は虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全てのの人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で身体拘束とは、障がい者の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障がい者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為です。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2. 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

3. 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」における規定

・第 73 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供にあたっては、勇者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

・指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

4. 拘束を行う基準について

「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き勤怠拘束等を行ってはならないとされています。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があります。その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

4-1. やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

① 切迫性

：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

※但し、肢体不自由児、特に体幹機能障害がある利用者が残存機能を活かせるよう安定した座位姿勢を保持するための工夫の結果としてベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。

5. 身体拘束禁止の対象となる具体的行為（例）

- 徘徊しないように車椅子や椅子に Y 字形抑制帯やテーブルを使用する
- 転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- 自分で降りられないようにベッドを柵で囲む
- 経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないようにミトン型の手袋等をつける
- 脱衣やオムツ外しを制限するためにつなぎ服を使用する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることもできない居室等に隔離する
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推移会議」）

6. 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

7. 身体拘束廃止に向けた体制

7-1. 身体拘束廃止・適正化検討委員会を設置

当事業所では身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止・適正化検討委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
なお「権利擁護・虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとします。

7-2. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- ① 組織による決定と個別支援計画へ記載します。
- ② 本人・家族へ十分な説明を行います。
- ③ 行政への相談・報告を行います。
- ④ 必要な事項の記録を行います。

7-3. 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施させていただきます。

8. 指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附 則

本指針は、令和4年6月30日より施行。

身体拘束適正化検討委員会規程

(委員会の目的)

第1条 障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、障害者虐待防止法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたとされています。利用者の生活の自由を制限することなく、利用者の尊厳ある生活を守るという観点から身体拘束の該当性を判断します。

(委員会の設置)

第2条 委員会は次のとおりとする。

- 1) 委員は、必要のある員数とし、各事業管理者、虐待防止委員会からそれぞれ1名、その他必要とされる者を代表が任命する。
- 2) 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- 3) 委員長は代表が任命する者とする。
- 4) 委員長が事故ある時はその他の委員から代理を立てる。

第3条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員には、身体拘束防止担当者、虐待防止担当者を加える。
- 2) 委員には必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) 臨時として、必要に応じて委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第5条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 身体拘束や虐待通報があるとき、又は、虐待のおそれがあるときは、責任者と連携を持って対応する。
- 3) 「身体拘束の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 4) 上記の実施した調査の結果、身体拘束や虐待の疑いがあるときは、身体拘束防止担当者に報告する。
- 5) 身体拘束防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故・ヒヤリハット発生時、身体拘束を実施せざるを得ない場合は、検討及び手続きを行い必要最低限で留めるように注意する。
- 7) 身体拘束を実施した場合の介助の検討を行う。
- 8) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第6条

- 1) 委員会は、身体拘束や虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の身体拘束または虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、身体拘束に関する対応・対策・防止を図り改善させるものとする。

(附則)

- 1) 本規程は2022年7月1日より施行する。